

大津湖南都市計画特別用途地区の変更（守山市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種類	面積	備考
第1種観光・レクリエーション 特別用途地区	約 133.7ha	
第2種観光・レクリエーション 特別用途地区	約 35.8ha	
大規模集客施設制限 特別用途地区	約 22.8ha	
第1種公共公益施設 特別用途地区	約 15.4ha	
第2種公共公益施設 特別用途地区	約 16.8ha	
合計	約 224.5ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

当地区は、守山中学校、守山市民運動公園、守山市市民ホール、立命館守山中学校・高等学校など公共公益施設が集積しており、都市計画マスタープランにおいては文化スポーツ・市民交流拠点の位置付けがある。

今後とも、当地区にふさわしい土地利用を確保し、市民の文化スポーツ・市民交流の活性化を図るため、特別用途地区の指定を行う。

新旧対照表

種類	面積（新）	面積（旧）	増減
第1種観光・レクリエーション 特別用途地区	約 133.7ha	約 133.7ha	
第2種観光・レクリエーション 特別用途地区	約 35.8ha	約 35.8ha	
大規模集客施設制限 特別用途地区	約 22.8ha	約 22.8ha	
第1種公共公益施設 特別用途地区	約 15.4ha	—	
第2種公共公益施設 特別用途地区	約 16.8ha	—	
合計	約 224.5ha	約 192.3ha	

建築制限内容（守山市特別用途地区建築条例）

特別用途地区	建築してはならない建築物
<p>第1種公共公益施設 特別用途地区</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)、共同住宅、寄宿舎（学校に附属するものを除く）または下宿 2 店舗その他これらに類する用途（都市公園内における公園施設（都市公園法第2条第2項に規定するもの）、公共公益施設に付随する施設を除く） 3 ホテルまたは旅館 4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設で規則に定めるもの（都市公園内における公園施設（都市公園法第2条第2項に規定するもの）を除く） 5 畜舎 6 工場
<p>第2種公共公益施設 特別用途地区</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)、共同住宅、寄宿舎（学校に附属するものを除く）または下宿 2 店舗その他これらに類する用途（都市公園内における公園施設（都市公園法第2条第2項に規定するもの）、公共公益施設に付随する施設を除く） 3 ホテルまたは旅館 4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設で規則に定めるもの（都市公園内における公園施設（都市公園法第2条第2項に規定するもの）を除く） 5 カラオケボックスその他これに類するもの 6 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 7 映画館またはナイトクラブその他これに類する規則に定めるもの 8 倉庫業を営む倉庫 9 畜舎 10 工場 11 劇場、演芸場または観覧場(屋外観覧場を含む。)の用途に供するもので、客席部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの 12 店舗、飲食店、展示場、遊技場その他これらに類する用途に供する建築物(通路、バックヤード等の部分を含み、駐車場部分を除く。)でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの